

第3期中期目標	第3期中期計画（案）
<p>第2期中期目標の総括について</p> <p>地方独立行政法人岡山県精神科医療センターは、第1期中期目標期間に引き続き、理事長の強いリーダーシップのもと、職員一丸となって地方独立行政法人制度の特長を十分に生かし、機動的・戦略的な運営体制のあり方を追求し、改革を継続している。</p> <p>公立病院として、全国的にも数少ない司法精神入院棟を運営し、民間病院では実施困難な児童・思春期精神科医療、薬物等依存症医療など、高い専門性が求められる役割を担うとともに、国の事業である「依存症治療拠点機関設置運営事業」・「難治性精神疾患地域連携体制整備事業」・「子どもの心の診療ネットワーク事業」を実施する先進医療機関として委託を受け、将来への治療の一般化に向けた取組を行っている。また、身体・精神合併症患者への適切な支援を行うため総合病院と連携を強化し、精神科救急医療の中心的な役割を担うなど、積極的に使命を果たしている。</p> <p>さらに、平成26年11月に「岡山県災害時精神科医療中核病院」の指定を受け、岡山県地域防災計画に基づき医療機関等への支援を行うとともに、全国的大規模災害時に備え、全国各ブロックの中核的な自治体精神科病院と相互支援協定を結ぶなど災害時の精神科医療の中核病院としての機能を強化している。</p> <p>また、患者の自立と社会参加に向けて通所型デイケアを併設した診療所を開設し、訪問看護を行うとともに、就労支援など地域での生活の支援を行うなど地域精神保健医療の確保に大きな役割を果たしている。</p> <p>第1 基本的な役割</p> <p>公立病院として、健全な運営の下で、より高いレベルでの精神科医療を実現すること、また、幅広く関係機関との連携を進め、精神保健、医療、福祉、教育環境の整備を図ることを基本的役割とする。</p>	<p>第1 はじめに</p> <p>地方独立行政法人岡山県精神科医療センター（以下「法人」という。）は、平成19年度の設立以来「人としての尊厳を第一に安全・安心の医療をめざす」を基本理念に掲げ、公立病院として精神科医療を中心とする事業に取り組んできた。休日・夜間を含む精神科救急医療、児童・思春期精神科医療、薬物等依存症医療、司法精神科医療など、高度で専門的な政策医療を積極的に展開し、医療水準の高さと病院経営の健全さで全国的にも有数の病院として評価を受けるまでになった。</p> <p>第3期中期計画においては、岡山県保健医療計画に基づき、多様化する医療ニーズに対応するため、救急・急性期医療、在宅医療、精神・身体合併症医療など必要な分野への人材確保と育成を図るとともに、先端技術の導入など病院機能の高度化による精神科医療の</p>

	<p>充実と地域の保健・福祉機関、医療機関、教育機関等との連携を強化しながら精神疾患のある人々の治療と地域生活支援にも重点を置くなど諸課題の解決に積極的に努める。</p> <p>そのため、ここに第3期中期計画を定め、これに基づき引き続き法人の使命を達成すべく全職員が一丸となって中期目標達成のために業務遂行に当たることとする。</p>
<p>第2 中期目標の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とする。</p>	<p>第2 中期目標の期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とする。</p>
<p>第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 県民のための病院であることを意識し、県民が必要とする良質な医療を提供するため、次に掲げる項目について取り組むこと。</p>	<p>第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>
<p>1 精神科医療の中核病院としての役割の発揮</p> <p>① 政策的医療の推進 精神科医療の中核病院として、良質で高度な精神科医療を提供し、精神科救急医療や、心神喪失者等医療観察法への対応などの政策的医療の推進に努めること。</p>	<p>1 精神科医療の中核病院としての役割の発揮</p> <p>(1) 政策的医療の推進</p> <p>① 良質で高度な医療の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科医療の中核病院として、高度な判断を要する患者及び対応困難な患者に対して早期社会復帰を実現するためにチーム医療の充実を図り良質で高度な医療の提供を行う。 ・精神疾患の重症化を予防するため、早期から密度の濃い医療の提供に努め、その成果を情報発信する。 ・公立病院として求められる役割を明確にし、政策的医療の推進について着実に取り組む。 <p>② 精神科救急医療の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決して断らない病院として、精神科救急患者を24時間365日受入れる体制を整備し、精神科医療の中核としての役割を果たす。 <p>③ 心神喪失者等医療観察法に関する医療の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院処遇対象者に対して病状の改善及び再発防止を図り、早期社会復帰を目指してチーム医療を充実するとともに通院処遇対象者についても保護観察所等の関係機関と連携して、地域での生活支援を行う。

<p>② 児童・思春期精神科医療の充実</p> <p>精神科医療領域に属する疾患を有する児童及び思春期での患者に対処するため、診療機能の強化と早期発見・早期支援につなげる体制づくりを行い、児童思春期専門研修と医療・行政・学校等との連携による一貫した支援に努めること。</p> <p>また、児童虐待、発達障害に関する臨床研究や、虐待側（親等）のメンタルヘルス問題への対応も行う総合的支援システムの強化に努めること。</p>	<p>(2) 児童・思春期精神科医療の充実</p> <p>① 専門治療機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの心の拠点病院」として専門治療機能を充実するとともに発達障害に携わる医師・専門職の育成を図り、全県的なネットワークづくりを行う。 <p>② 総合支援システムの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害など精神的な疾患のある児童の増加に対応するため、市町村・学校・児童相談所・診療所・児童福祉施設・警察等との連携を「面」として整備する「岡山県モデル」の推進に協力し、子どもや家族、関係者等の支援を行う。 <p>③ 臨床研究の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広汎性発達障害児等児童・思春期に特有な精神疾患治療に関する調査研究を行う。
<p>③ 精神科医療水準の向上</p> <p>精神科医療従事者研修、医療・研究機関と連携した調査・研究、関係機関への助言等を率先して行うとともに、精神科臨床研修を通じ、積極的に様々な分野の精神科医の養成に取り組むなど精神科医療水準の向上を図ること。</p> <p>また、県民が広く受診しやすい医療環境の整備や精神科救急、自殺対策を含むうつ病対策、身体疾患を有する精神障害者や高齢の精神疾患患者への対応など、「岡山県保健医療計画」に基づき外来・デイケア・訪問支援等の体制の充実を図るとともに、他の入院医療機能、在宅医療機能との連携を行い、必要な人材の確保やICTの活用も検討しながら地域における精神科医療の向上に寄与すること。</p>	<p>(3) 精神科医療水準の向上</p> <p>① 調査・研究及び関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患の原因や病態解明に向けた研究を充実させるため、岡山大学と強力に連携する。また、他の研究・医療機関とも連携を進め、診断・治療法の開発などに努める。 <p>② 精神科医療従事者への研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の精神科医療従事者及び関係機関職員の資質向上を目指し、研修生・実習生の受入れ及び研修会を開催する。 <p>③ 地域に根ざした精神医療提供体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡山県保健医療計画の確実な実施のため「自殺対策を含むうつ病対策」「入院医療の急性期への重点化」「病床の機能分化」「訪問看護など在宅医療を提供する機能の充実」等を通じて地域に根ざした精神医療提供体制の構築を図る。 ・高齢化の進展による社会的要請と地元ニーズに対応するため、診療所・介護施設等との連携により高齢者の精神疾患への専門的な取組を行う。 <p>④ 海外の研究・医療機関との技術交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先進医療を習得するため職員を海外の研究・医療機関に派遣する。

<p>④ 精神科医療及び精神保健福祉に関する知識の普及</p> <p>医療機関としての役割に加え地域に開かれた病院として、精神疾患や精神障害者に対する県民の理解を深めるため幅広く普及啓発に取り組み、こころのバリアフリーを推進しお互いが人としての尊厳を認め、支え合う社会の実現に向けて寄与すること。</p>	<p>(4) 精神科医療及び精神保健福祉に関する知識の普及</p> <p>① 普及活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民、事業所及び医療機関等に対して精神科医療に関する情報発信を積極的に行い、精神障害者が地域の一員として安心して生活できるよう理解を深めるための普及活動をする。 <p>② ボランティアとの協働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や学生等ボランティアの受入れを行うとともに、地域との交流会の実施や各種行事に積極的に参加するように努める。
<p>⑤ 災害対策</p> <p>災害など重大な危害が発生した場合には、県の災害時精神科医療の中核病院として、県が実施する災害対策に協力し、必要な精神科医療を提供するため、持続可能な危機管理体制を整備するとともに、「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」の中心的な役割を果たすこと。</p>	<p>(5) 災害対策</p> <p>① 災害支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡山県地域防災計画等に基づき「災害時精神科医療中核病院」として医療支援を行うほか、県内精神科医療の提供レベルが低下しないように被災者及び被災した医療機関等への支援を行う。 ・全国的な規模の災害支援については、求められる支援を積極的に行い、「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」の中心的な役割を担う。 <p>② 危機管理体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の被害を最小限に止めるための対策を講じる。また、被災後の早期復旧が可能となるよう施設の維持管理を徹底し、職員へ周知するなど危機管理体制の強化を行う。 ・受援体制については早期に被災地域で精神科医療及び精神保健活動が効率的に行えるよう体制を構築する。 ・災害時の障害者や高齢者のための緊急一時避難所として役割を果たす。
<p>2 患者や家族の視点に立った医療の提供</p> <p>① 患者の権利を尊重した医療の提供</p> <p>精神科医療においては、特に、患者の権利が侵害されないよう最大限の配慮を行う必要がある。</p> <p>そのため、法令等を遵守して、職員は患者の権利を十分に理解し適切な対応を行うこと。</p>	<p>2 患者や家族の視点に立った医療の提供</p> <p>(1) 患者の権利を尊重した医療の提供</p> <p>① 患者への適切な情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者中心の医療を常に実践し、インフォームド・コンセントを徹底する。また、セカンドオピニオンにも積極的に対応する。 ・法人の取組及び地域医療機関との連携等について、わかりやすくホームページに掲載するなど、情報発信を充実する。 <p>② 職員教育</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員及び契約事業者が、法令等を遵守し、適切な言動が常にとれるよう職員教育を徹底し、患者の権利を尊重した患者中心の医療提供を実施する。
<p>② 患者・家族の満足度の向上</p> <p>患者や家族の意見・要望を迅速かつ的確に把握し、ニーズに応じたきめ細かい医療の提供を行うなど、患者や家族の視点に立って、その満足度が高められるように努めること。</p>	<p>(2) 患者・家族の満足度の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口、意見箱等で寄せられる苦情及び相談について必要な改善を適宜行い、医療及びサービスの質の向上を図る。 ・患者が院内で快適に過ごすことができるよう、療養環境の向上、安全かつ良質な食生活の改善に繋がる入院食の提供等を行う
<p>3 医療の質及び安全の確保</p> <p>① 医療水準の向上</p> <p>大学等との連携により医療ニーズや医療環境の変化に迅速に対応できるよう医師をはじめ優れた医療従事者の確保、養成に努め、公立病院として、高度化した医療に対応するとともに、精神・神経疾患等に対する中心的な機能を果たし、精神科医療水準の向上を図ること。</p>	<p>3 医療の質及び安全の確保</p> <p>(1) 医療水準の向上</p> <p>① 優れた医療従事者の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科領域の各分野に対して専門的に対処できる医療従事者が必要であるため、病院の特長を発信するとともに大学、医療機関との連携を深めながら優れた人材を確保できるよう努める。 <p>② 高度な専門性を持つ職員の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門医、認定医及び認定看護師等、専門性の高い資格取得に向けて、長期・短期留学などの研修制度をより充実させる。
<p>② 医療安全対策の徹底・検証</p> <p>医療事故を未然に防止し、患者が安心して治療に専念できる安全・安心な医療環境を提供するため、医療安全対策を徹底するとともに、その実施効果について検証に努めること。</p>	<p>(2) 医療安全対策の徹底・検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全職員が患者の安心、安全を最優先にして迅速かつ万全な対応を行うことができるよう医療安全管理対策委員会を中心として、医療安全に関する情報の収集及び分析を行い、医療安全対策の徹底及び医療安全文化を醸成する。
<p>4 患者の自立と社会参加へ向けての取組の強化</p> <p>① 地域移行・生活支援のための体制整備</p> <p>「入院医療中心から地域生活中心へ」の改革をさらに進めるため、多様化する精神科医療ニーズに即応する多職種からなるチームを編成し、ケア会議の開催や効率的、効果的なリハビリテーションを行い、入院医療の質の向上を図り退院促進に取り組むとともに、地域移行に向けた段階的な支援と生活を支える医療・福祉サービスの体制整備を行うこと。</p>	<p>4 患者の自立と社会参加へ向けての取組の強化</p> <p>(1) 地域移行・生活支援のための体制整備</p> <p>① 精神科医療ニーズに即応する体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リハビリ・クリティカルパスを活用して患者の疾病、病態及び自立の程度にあわせたリハビリテーションを実施する。 ・多職種によるチーム編成により、入院医療中心から地域生活中心にした医療への転換を図る。 ・退院後に地域において孤立しないための仕組みづくりができるよう、必要に応じて入院中から行政、関係機関等と連携して、患者の退院支援を行う。 <p>② 患者の自立と社会参加</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・患者の自立と社会参加を積極的に支援するため、相談機能を充実するとともに関係機関及び福祉施設等との連携を強化する。
<p>③ 地域医療連携の強化</p> <p>患者がより適正な医療を受けられるよう、地域の医療機関との病診・病病連携を推進し、地域医療に貢献するなどの地域医療連携のさらなる取組を図ること。</p>	<p>(2) 地域医療連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療機関の機能を把握し、連携及び協力体制の充実を図り、病態や患者のニーズに応じた紹介、逆紹介を積極的に行い病診・病病連携を推進する。 ・身体合併症のある患者に対し、適切な医療を提供するため、他の医療機関との連携をより一層緊密なものとする。 ・県内における精神科医療資源の乏しい地域においても住民が質の高い精神科医療を受けられるよう、地域の行政機関や医療機関と連携し医療従事者を派遣する。
<p>④ 訪問・通所型医療の提供</p> <p>精神障害のある人が地域の中で主体的に安心して暮らせるよう、切れ目のない支援のための関係機関とのネットワークを構築し、訪問診療や訪問看護、通所サービス、診療契約が結ばない患者への多職種によるアウトリーチ等を行うこと。</p>	<p>(3) 訪問・通所型医療の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者が地域で生活するため、関係機関とのネットワークを構築し、デイケアなどの通所サービスの提供並びに専門職種による訪問支援や訪問看護を実施する。 ・精神科医療資源の乏しい地域に居住する障害者や受療中断者等を対象にした訪問医療・支援事業を実施する。
<p>第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>地方独立行政法人制度の特長を十分に生かして、柔軟かつ効率的に、長期的な視点に立った病院経営戦略を構築するとともに、自己決定・自己責任による業務運営の不断の見直しを行い、より一層効率的な業務運営を行うこと。</p>	<p>第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>1 長期的な視点に立った病院経営戦略の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方独立行政法人の特長である機動的かつ弾力的な意思決定方法をいかし、県民のニーズに沿った政策医療の推進と健全経営を継続する。 <p>2 業務運営の不断の見直し</p> <p>(1) 予算執行について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営費負担金の使途に関しては、透明性を担保し適正な運用を図る。また、診療報酬収入に基づく業務の執行に関しては、効率的かつ効果的な運用により、健全経営が継続するよう取り組む。 <p>(2) 委託、売買、請負等の契約について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託業務は、複数年契約や複合契約など多様な契約手法を活用し、内容に応じた確かつ効率的な委託業務の管理を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> ・売買、請負等の契約は、透明性・公平性を確保する。 また、緊急を要するものや軽易なものについては、迅速かつ柔軟に対応し、内容に応じて的確かつ効率的な契約を行う。 ・薬品や診療材料、給食材料に関しては、市場価格の推移や必要性を基に適正かつ公正な価格にて購入する。 <p>(3) 収入の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬請求のチェック体制を強化し、請求漏れの防止対策に努める。 ・診療報酬改定等をはじめ各種制度の変化に迅速に対応するため適切な施設基準を取得し、収入の確保を図る。 ・未収金発生未然防止対策に積極的に取り組むとともに、未収金の早期回収を図る。
<p>第5 財務内容の改善に関する事項</p> <p>公立病院としての使命を果たしていくための経営基盤を確立できるよう、業務運営の改善及び効率化をさらに徹底することにより、中期目標期間中の財務内容の充実を図ること。</p>	<p>第5 財務内容の改善に関する事項</p> <p>「第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項」で定めた計画・対策を確実に実施することにより、財務内容の改善を図り、収支の黒字化を目指す。</p> <p>1 予算別紙1</p> <p>2 収支計画別紙2</p> <p>3 資金計画別紙3</p> <p>注) 運営費負担金等</p> <p>運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金等とする。</p>
	<p>第6 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額500百万円</p> <p>2 想定される理由</p> <p>賞与の支給等、資金繰り資金への対応</p> <p>第7 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <p>中期目標期間中の計画はない。</p> <p>第8 剰余金の使途</p> <p>決算において剰余を生じた場合は、将来の投資（病院施設の整備・修繕、医療機器の購入等）に充てる。</p>

	<p>第9 料金に関する事項</p> <p>1 入院料及び諸料金</p> <p>(1) 入院料及び諸料金の額は、直近の厚生労働省告示の診療報酬の算定方法により算定した額の合計額とする。</p> <p>(2) 第1号に規定するものの他については、下表に掲げるとおりとし、下表に掲げる以外のものは、理事長が公共性・経済性の観点から総合的に勘案し別に定めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1205 389 2152 826"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">診断書</td> <td>簡易なもの</td> <td>1通につき</td> <td>1,020</td> </tr> <tr> <td>複雑なもの</td> <td>1通につき</td> <td>4,720</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>1通につき</td> <td>1,740</td> </tr> <tr> <td>診断書以外の証明書</td> <td></td> <td>1通につき</td> <td>860</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">室料差額(医師の指示による入室の場合を除く。)</td> <td>A室</td> <td>1日につき</td> <td>9,800</td> </tr> <tr> <td>B室</td> <td>1日につき</td> <td>5,400</td> </tr> <tr> <td>C室</td> <td>1日につき</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>D室</td> <td>1日につき</td> <td>2,250</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 徴収猶予</p> <p>理事長は、1の事項による入院料及び諸料金の納付の資力がないと認める者、その他必要と認める者に対しては、相当の期間を定めて徴収を猶予することができる。</p>	区分	単位	金額 (円)	診断書	簡易なもの	1通につき	1,020	複雑なもの	1通につき	4,720	その他のもの	1通につき	1,740	診断書以外の証明書		1通につき	860	室料差額(医師の指示による入室の場合を除く。)	A室	1日につき	9,800	B室	1日につき	5,400	C室	1日につき	5,000	D室	1日につき	2,250
区分	単位	金額 (円)																													
診断書	簡易なもの	1通につき	1,020																												
	複雑なもの	1通につき	4,720																												
	その他のもの	1通につき	1,740																												
診断書以外の証明書		1通につき	860																												
室料差額(医師の指示による入室の場合を除く。)	A室	1日につき	9,800																												
	B室	1日につき	5,400																												
	C室	1日につき	5,000																												
	D室	1日につき	2,250																												
<p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>公立病院として継続的に医療を提供できるよう、次に掲げる項目について計画的に実施すること。</p> <p>1 施設及び医療機器の整備に関する計画</p> <p>医療需要、医療技術の進展などを総合的に勘案し、施設及び医療機器の整備を適切に実施すること。</p>	<p>第10 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 施設及び医療機器の整備に関する計画</p> <p>医療機能の分化と連携の推進を確実に進めるため、求められる機能及び役割を果たすための施設整備をはじめ医療機器の導入を計画的に行う。</p> <p>また、児童から高齢者まで多様化する精神科医療ニーズに対応するため、受診しやすい環境を整備し、利用者の利便性の向上を図る。</p>																														

<p>2 適正な就労環境の整備と人事管理</p> <p>職員が充実感を持って働くことができるよう、日常業務の質の向上を図るとともに、定期的に職員のヘルスケアを実施するなど、就労環境の整備に努め、また、職員の業務能力を的確に反映した人事管理に努めること。</p>	<p>2 適正な就労環境の整備と人事管理</p> <p>(1) 就労環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 働きやすい職場環境を整備するとともに、多様な勤務形態を導入するなどワークライフバランスに配慮した満足度の高い職場づくりを行う。 <p>(2) 人事管理</p> <p>① 人事評価制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 業績や行動を職員の給与に反映させるとともに、職員の人材育成及び人事管理に活用するために、更に公正で客観的な人事評価システムを構築する。 <p>② 給与制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の勤務成績や能力などを考慮し、意欲向上に資する給与制度を構築する。 								
<p>3 情報管理の徹底</p> <p>職員一人ひとりが個人情報等を保護することの重要性を認識し、その管理を徹底させること。</p>	<p>3 情報管理の徹底</p> <p>個人情報の取り扱いについての情報管理体制の強化を図るとともに情報開示については県条例に基づき適切に運用する。</p>								
	<p>4 中期目標の期間を超える債務負担</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%;">中期目標期間償還額</th> <th style="width: 20%;">次期以降償還額</th> <th style="width: 30%;">総債務償還額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移行前地方債償還債務</td> <td style="text-align: center;">1,391</td> <td style="text-align: center;">3,341</td> <td style="text-align: center;">4,732</td> </tr> </tbody> </table>		中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額	移行前地方債償還債務	1,391	3,341	4,732
	中期目標期間償還額	次期以降償還額	総債務償還額						
移行前地方債償還債務	1,391	3,341	4,732						
	<p>5 積立金の使途</p> <p>前期中期目標期間繰越積立金については、病院の設備整備、計画的修繕、研究、医療機器の購入、移行前地方債償還債務の返済等、中期計画に定められた医療の確保の財源として充てる。</p>								